

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 6件

## 岩手国民年金 事案 467

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 62 年ごろに年金の受給について相談した際、免除期間の保険料を納付すると年金額を多く受けられると説明され、郵便局で納付したので、申立期間が免除になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年ごろに市役所に行き、申立人自身の年金受給について相談した際、免除期間の保険料を納付すると年金額が多くなることを説明され、追納したとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 62 年度の保険料については、申請免除として承認されている期間にもかかわらず、数度にわたり現年度納付していることが確認できることから、年金額を多くするために申立期間の保険料を追納したとする主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間の保険料は通常の集金で納付していた保険料とは別の納付書により、郵便局で納付したとしており、申立人が申立期間の保険料を追納したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、昭和 60 年 12 月に事業を引き継いでから 1 年ぐらいして事業が順調になったとしているところ、申立人の長男からの聴取によると、事業を引き継いでからの方が経営状況は良くなったとしており、62 年に申立期間の保険料を追納したとする主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人及び申立人の夫は、国民年金と厚生年金保険の切替手続きをその都度適切に行っている上、申立期間以外はすべて納付済みとなっているなど、年金制度への理解が深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和45年に結婚してからは、義母が私の国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立人の義母は納付が遅れてもさかのぼって国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る昭和46年度の保険料については年度後半に1年度分まとめて納付し、47年度分の保険料については1年度分まとめて過年度納付していることが確認でき、さかのぼって保険料を納付してくれたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立人の義母が昭和50年ごろまで申立人とその夫の国民年金保険料を納付し、未納が無いように保険料を納付してくれたとしているところ、A市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の夫の保険料は、申立人の夫が国民年金に加入した昭和36年12月から、義母が納付したとする50年ごろまでの期間を含む63年6月まで納付済みとなっており、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫に係る昭和45年3月から48年12月までの保険料は、厚生年金保険に加入していたことを理由に平成12年4月に還付されていることから、未納が無いように納付してくれたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 469

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料について、平成 13 年に還付されているが、保険料を多く納付したために還付されたものと思っていた。20 年 12 月に退職するにあたり、同年 11 月に社会保険事務所で国民年金の加入記録を照会したところ、記録が訂正され、未加入とされていたことが判明したため、保管していた書類を提示し、説明した結果、記録訂正が誤りであったことを確認することができた。申立期間の加入記録及び納付記録を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、共済組合と重複加入であることを理由に、平成 13 年 6 月 21 日に還付されているが、A 共済組合では、申立人は昭和 42 年 3 月 28 日から 44 年 4 月 6 日までの期間及び 46 年 5 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの期間において、共済組合に加入していたとしており、申立期間は国民年金の強制加入期間となることから、申立期間の保険料は還付する必要がなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 470

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

昭和49年の秋ごろ、A村役場の職員が自宅に訪問してきて、20歳から国民年金保険料の納付義務があるため、手続をして納付するように言われたので、国民年金に加入し、夫が47年2月からの保険料を納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和47年2月からの国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間を含む47年2月から51年3月までの期間についてすべて「納」の印が押されていることが確認できる。

また、B社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、昭和47年2月から同年9月までの期間の保険料は49年12月27日に特例納付されたこと、47年10月から申立期間直前の48年3月までの期間の保険料は49年12月27日に過年度納付されたこと及び申立期間直後の48年10月から49年3月までの期間の保険料は50年12月27日に過年度納付されたことが確認でき、申立期間のみ保険料を納付しないことは不自然である。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き未納が無いなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、54年4月から55年9月までの期間、58年4月から同年6月までの期間、59年4月から同年6月までの期間及び61年4月から62年12月までの期間については、保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで  
② 昭和54年4月から55年9月まで  
③ 昭和58年4月から同年6月まで  
④ 昭和59年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和61年4月から62年12月まで

申立期間①については、町役場担当課より呼び出しがあり、未加入者や未納付者がいると国からの地方交付金が大幅に減額されるので、未納金を一括して納付してほしい説明及び納付願いがあり、郵政省の生命保険積立金より借入れして私と妻の分を納付した。未納とされていることに納得できない。

申立期間②、③、④及び⑤については、私と妻の分の免除申請を町役場の窓口で行った。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当初、申立人は、過去の年度の国民年金保険料を一括納付したのは1回だけであり、昭和39年12月に、36年4月から39年12月までの申立人及び申立人の妻の保険料を納付したと主張していたが、その後、口頭意見陳述において、国民年金制度が始まった36年から約3年は農協の婦人部の活動資金のために国民年金保険料を口座から引き落としで納付しており、身近な人が亡くなった時に見舞金程度しか戻ってこなかったなどを知ったことから、保険料を納付しないことにしたと主張を変更

している。また、申立人は、国民年金保険料を納付しなくなってから約3年後に町役場から納付を勧められたが、障害者年金を受給しながら賃金をもらっている人たちを目の当たりにして制度に理不尽さを感じ、その後10年間の保険料を納付せずに免除申請を行ったと述べている。

しかし、A社会保険事務所保管の特殊台帳及びB市保管の国民年金被保険者名簿の記録によると、昭和42年度から53年度までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が見られる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月に夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間のほとんどが時効のため納付できない期間であり、申立人は住所を移動したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤については、申立期間当時、申請免除の周期は毎年度4月から3月までであり、免除の始期は申請日の属する月の前月からとされていた。

申立期間②については、申立期間直後の昭和55年10月から申請免除期間が有ることから、同年11月に免除申請が行われたと推認でき、遡及して申立期間の保険料が免除されることはなかったものと考えられる。

同様に、申立期間③については昭和58年7月から申請免除期間が有ることから同年8月に、申立期間④については59年7月から申請免除期間が有ることから同年8月に、申立期間⑤については63年1月から申請免除期間が有ることから同年2月に免除申請が行われたと推認でき、申立期間の保険料が免除されることはなかったものと考えられる。

- 3 申立期間は5回に及ぶが、申立人に係るA社会保険事務所保管の特殊台帳、B市保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録の年金記録は一致しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくい上、申立人が申立期間について、保険料を納付していたこと及び保険料の免除を申請し承認されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、及び免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、54年4月から55年9月までの期間、58年4月から同年6月までの期間、59年4月から同年6月までの期間及び61年4月から62年12月までの期間については、保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年12月まで  
② 昭和54年4月から55年9月まで  
③ 昭和58年4月から同年6月まで  
④ 昭和59年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和61年4月から62年12月まで

申立期間①については、町役場担当課より呼び出しがあり、未加入者や未納付者がいると国からの地方交付金が大幅に減額されるので、未納金を一括して納付してほしい説明及び納付願いがあり、郵政省の生命保険積立金より借入れして夫が納付した。未納とされていることに納得できない。

申立期間②、③、④及び⑤については、夫が免除申請を町役場の窓口で行った。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当初、申立人の夫は、過去の年度の国民年金保険料を一括納付したのは1回だけであり、昭和39年12月に、36年4月から39年12月までの申立人及び申立人の夫の保険料を納付したと主張していたが、その後、口頭意見陳述において、国民年金制度が始まった36年から約3年は農協の婦人部の活動資金のために国民年金保険料を口座から引き落として納付しており、身近な人が亡くなった時に見舞金程度しか戻ってこなかったなどを知ったことから、保険料を納付しないことにしたと主張を変更している。また、申立人の夫は、国民年金保険料を納付しなくなっ



てから約3年後に町役場から納付を勧められたが、障害者年金を受給しながら賃金をもらっている人たちを目の当たりにして制度に理不尽さを感じ、その後10年間の保険料を納付せずに免除申請を行ったと述べている。

しかし、A社会保険事務所保管の特殊台帳及びB市保管の国民年金被保険者名簿の記録によると、昭和42年度から53年度までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人の夫の主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月に夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間のほとんどが時効のため納付できない期間であり、申立人は33年8月の婚姻以後、住所を移動したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤については、申立期間当時、申請免除の周期は毎年度4月から3月までであり、免除の始期は申請日の属する月の前月からとされていた。

申立期間②については、申立期間直後の昭和55年10月から申請免除期間が有ることから、同年11月に免除申請が行われたと推認でき、遡及して<sup>そきゅう</sup>申立期間の保険料が免除されることはなかったものと考えられる。

同様に、申立期間③については昭和58年7月から申請免除期間が有ることから同年8月に、申立期間④については59年7月から申請免除期間が有ることから同年8月に、申立期間⑤については63年1月から申請免除期間が有ることから同年2月に免除申請が行われたと推認でき、申立期間の保険料が免除されることはなかったものと考えられる。

- 3 申立期間は5回に及ぶが、申立人に係るA社会保険事務所保管の特殊台帳、B市保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録の年金記録は一致しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくい上、申立人が申立期間について、保険料を納付していたこと及び保険料の免除を申請し承認されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、及び免除されていたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 473

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで  
20 歳に到達し、学生であったが、国民年金に加入して、保険料を納付した。夫が合併前の A 町役場で国民年金係に勤務していたころ、私の年金の手続をした際、1 か月分は未納であったが、それ以外は納付済みであったことを確認しているので、未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、県外に居住しており、A 町（現在は、B 市）に居住していた申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の母は、周囲から国民年金への加入や保険料の納付を勧められたわけではないが、娘が 20 歳になったので、申立期間の保険料は地区の集金担当者宅に申立人の両親の保険料と一緒に持参したと述べている。しかしながら、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで C 区に住民登録していることが確認できることから、申立期間の保険料は同区で国民年金への加入手続を行った上で、同区の指定金融機関に納付することとなり、制度上、申立人の母が A 町の集金担当者に納付することはできない。

また、申立人の母が保険料を持参したとする地区の集金担当者によれば、住民票を異動している人については、転出先の市区町村で納付することになるとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 4 月に A 町で払い出され、被保険者資格取得年月日は同年 4 月 1 日となっていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、C区において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の夫は、平成10年ごろにA町の国民年金係に勤務した経験があるとしており、そのころに見た申立人の年金記録によると、1か月分だけは未納があったが、ほかは全部納付済みであったことを確認していると述べているところ、社会保険庁のオンライン記録及びB市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和61年4月の1か月分を除き、国民年金加入期間における保険料の未納は無い。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間の保険料は、農協の通帳からの引き落としで、1 年分を一括で納めていた。納めていた母は亡くなったが、生前、農協の通帳から引かれていたと話していた。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が農協の組合勘定を利用して申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母は既に他界しているなど、申立期間の保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の両親と同居し、昭和 36 年 12 月の結婚後は申立人の妻とも同居していたとしているが、A 社会保険事務所保管の特殊台帳によると、申立期間に係る申立人の両親の国民年金保険料は、申立期間当時は未納であったことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻についても婚姻前後を通じて未納となっていることから、申立期間について、同居家族のうち申立人のみが農協の組合勘定を利用して保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月に申立人の両親と連番で払い出されているが、申立人は他の市町村に住民票を異動したことは無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年3月まで  
家を新築して住所変更した時、A支所で国民年金へ加入して20歳にさかのぼって一括で保険料を納めた。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年の春ごろB市A支所で住所変更した際、20歳にさかのぼって一括で国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付した金額は月額550円ぐらいとしているものの総額は分からないとしており、一括納付したとする48年は特例納付の実施期間ではないことから、申立人の主張には不合理な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年4月時点で、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、B市以外への住民票の異動は無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳及びB市保管の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の被保険者資格取得は昭和46年4月1日となっていることから、申立期間は未加入期間となり納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 476

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年11月まで  
結婚のためA市に戻って来た時、夫から20歳にさかのぼって国民年金保険料を納めるように言われ一括で納めた。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年にA市に戻って来た時、20歳にさかのぼって一括で国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和48年12月から49年8月までの保険料は49年4月に一括納付されていることが確認でき、一括納付したのは申立期間のみだったとする主張と符合しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の被保険者資格取得は昭和48年12月17日となっており、申立期間は未加入期間となり納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、県外に居住していた時は国民年金の加入手続や保険料納付はしていなかったとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。